「フロア案内員等派遣業務（試行実施）」「フロア案内員等の業務分担案等作成業務委託」に係るプロポーザル募集要項

平成３０年４月に策定した「区役所窓口サービス向上プラン」（以下「プラン」という。）策定に基づく取組を進めるため，平成３１年度後半からの本格実施に先立ち，フロア案内員及び繁忙期対策要員をモデル区（１区）に試行配置する。あわせて，このフロア案内員等と連携し，カウンター手前における市民応対における業務フローの構築や窓口職員との業務分担の作成に向けた検討等を行うとともに，有効な提案等を行う。

１　委託業務の名称

（１）フロア案内員等派遣業務（試行実施）（以下「フロア派遣契約」という。）

（２）フロア案内員等の業務分担案等作成業務（以下「業務分担契約」という。）

２　契約の形態

（１）フロア派遣契約：労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）に基づく労働者派遣契約

（２）業務分担契約：業務委託契約

３　委託金額

　　２件合計で１，７００千円を上限とする。

４　契約の期間

（１）フロア派遣契約　契約日～平成３１年３月末日

（２）業務分担契約　　契約日～平成３１年３月末日

　　ただし，３１年度分の予算が確保できれば，契約期間を延長（数箇月程度）する場合があります。

５　プロポーザルヘの参加資格

　　プロポーザルへ参加できる者は，次の要件をすべて満たす者とする。

（１）参加申出書の提出時点で京都市競争入札参加有資格者名簿に登録している者であること。

（２）参加申出書を提出した日から選定結果の通知の日までに，京都市から競争入札参加停止措置を受けていないこと。

（３）国税及び地方税を滞納していないこと。

（３）京都市暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団員等又は同第５号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

（４）過去５年間において，地方公共団体における証明書発行業務を除く住民基本台帳，国民健康保険（後期高齢者医療含む。）に関する業務の受託実績を有すること。

（５）本業務の遂行にあたり，連絡，調整，打ち合わせ等に際して迅速に対応できる体制を有していること。

（６）プライバシーマーク認証企業又はISO27001（ISMS）取得企業であること。受託者は落札後，前記資格を証する書面の写しを文化市民局地域自治推進室に提出すること。

４　応募手続等

　　①②それぞれの業務について，作成すること。

（１）参加申出書の提出　１部

　　ア　提出方法

持参又は郵送により「８　担当部署」に提出すること。

　　イ　提出期限

平成３１年１月１１日（金）午後５時

（２）企画提案書

　　ア　記載事項

（ア）プランや本市の施策，社会的状況等を踏まえ，受託に当たって考えうる課題や，課題に対する取組の方向性（具体的な数値等について，可能な限り記載する）

（イ）実施体制

（ウ）個人情報保護対策

（エ）本業務の内容に記載している各項目の作業内容及びスケジュール

（オ）御社の独自性や持つ強み

　　イ　様式

原則としてＡ４縦に横書きとし，両面印刷，１０枚以内（表紙等を含む。）に要点をまとめて簡潔に作成すること。

　　ウ　提出方法

「８　担当部署」へ郵送又は持参すること。

　　エ　提出期限

平成３１年１月２２日（火）午後５時

　　オ　提出部数

１０部（原本１部，写し９部）

（３）実績調書

　　ア　記載事項

　　（ア）過去５年間における本業務の類似業務の実績及びその成果。

（イ）過去５年間における本市発注業務の受託実績があれば，受託業務名及び受託金額等。

なお，複数ある場合は，各３件まで記載すること。

　　イ　提出方法・期限・部数

企画提案書と同じ。

（４）見積書（様式任意）

　　ア　記載事項

代表者による記名押印のうえ，積算内訳を明確に記載すること。

　　イ　提出方法・期限・部数

企画提案書と同じ。

５　質問書

（１）質問書

　　ア　提出方法　電子メールにより「８　担当部署」に提出し，必ず電話で着信確認を行うこと。

　　イ　提出期限　平成３１年１月１１日（金）午後５時

（２）回答方法

　　　質問に対する回答は，参加申出書の提出を行った事業者の担当者に対し，質問提出期限内に受領した全ての質問内容及び回答を電子メール又はホームページにて送信又は公表する。

（３）その他

　　　質問書による質問以外の方法（電話，ファックス等），また応募状況，審査に関する問い合わせは一切応じない。

６　受託候補者の選考方法

（１）選定方法

　　　次項に基づき，原則応募事業者からの提出資料により，（３）に記載の審査員により審査・選定を行います。参加者が１者のみであっても，参加資格及び評価基準に照らし，審査を行い，審査委員の評価点の平均点が６０点以上であることを選定の条件とします。

（２）評価項目と配点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 審査項目 | 審査の視点 | 配点  （選考委員一人あたり） |
| ①受託方針 | 業務に対する理解（課題の認識力やその解決に向けた取組の方向性等） | １０・５・０ |
| 事業者の専門性の高さ，ノウハウ及び独自の提案を行う創造性の有無 | ２０・１０・０ |
| ②体制等 | 実施スケジュール | １０・５・０ |
| 実施体制（担当者の業務実績，人員確保・欠勤等の対応，本市との連絡体制等） | １０・５・０ |
| ③事業者の業務実績 | 他都市等における同類の業務実績（本市の方向性との親和性も含めて評価の対象とします） | ５・３・０ |
| 本市における受託実績及び成果  （本市における業務実績を評価します） | ５・３・０ |
| ④個人情報保護対策 | 個人情報保護に対する取組内容 | ３０・１５・０ |
| ⑤価格点 | ①派遣業務に係る経費が低いことを評価  （下表「価格点」①のとおり） | ４・３・２・１・０ |
| ②委託業務に係る経費が低いことを評価  （下表「価格点」②のとおり） | ６・４・３・２・１ |
| 合計 | | （最高点）１００ |

価格点

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ① | ② | 見積額 |
| ４点 | ６点 | 委託上限額の８０％未満 |
| ３点 | ４点 | 委託上限額の８０％以上～８５％未満 |
| ２点 | ３点 | 委託上限額の８５％以上～９０％未満 |
| １点 | ２点 | 委託上限額の９０％以上～９９％未満 |
| ０点 | １点 | 委託上限額の９９％以上 |

（３）審査委員

　　　審査は，以下の委員が行います。

　　　【審査委員】（３名）

　　　文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当課長

　　　文化市民局地域自治推進室番号制度・窓口改革担当課長

　　　保健福祉局生活福祉部保険年金課国民健康保険・後期高齢者医療担当課長

（５）選定結果内示の通知及び公表

ア　審査結果については，平成３１年１月２５日（金）までに，参加者全員にＦＡＸ，電子メール又は電話により通知します。

　　なお，審査結果についての意義は受け付けません。

イ　選定結果を通知した後，各応募者の名称，評価点及び契約の相手方を選定した理由をホームページに公表します。

７　契約の締結

（１）審査の結果，選定された受託候補者と委託契約内容に向けた詳細な仕様について協議・調整を行ったうえで，仕様書及び契約書を作成し速やかに委託契約を締結します。

　　　なお，契約書については，以下に掲げるＨＰに記載の本市の標準契約書を基本とします。

<http://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/seido/pdf/keiyaku6.pdf>

（２）受託候補者が辞退又は資格を喪失した場合は，次点の応募者を受託候補者とする。

（３）契約予定日　平成３１年１月中

８　担当部署

　　〒６０４－８５７１　京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町４８８番地

　　京都市文化市民局地域自治推進室市民窓口企画担当（担当：久保，尾，杉本）

　　Tel　（０７５）２２２－３０８５

　　Fax　（０７５）２１３－０３２１

　　E-Mail　[kubce049@city.kyoto.lg.jp](mailto:kubce049@city.kyoto.lg.jp)　（久保）

[ozach217@city.kyoto.lg.jp](mailto:ozach217@city.kyoto.lg.jp)　（尾）

[sugch893@city.kyoto.lg.jp](mailto:sugch893@city.kyoto.lg.jp)　（杉本）